



# 鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 45 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 人委規則	第 2 切替日における職務に相当する職務を定める規則 (5) (給与課) . . . . . 2
	第 2 切替日における号給の決定に関する規則 (6) (〃) . . . . . 3
	海事職給料表の導入に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (7) (〃) . . . . . 10
	職員の給与の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正 する規則 (8) (〃) . . . . . 24
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (9) (〃) . . . . . 27
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (10) (〃) . . . . . 29

## 人 事 委 員 会 規 則

第2切替日における職務に相当する職務を定める規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

### 鳥取県人事委員会規則第5号

#### 第2切替日における職務に相当する職務を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。)附則第11項の規定に基づき、第2切替日(同項に規定する第2切替日をいう。以下同じ。)における職務の級が改正条例附則別表第4に規定する新級とされる職員の同表の第2切替日における職務の欄に掲げる職務(以下「対象職務」という。)に相当する職務を定めるものとする。

(対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務)

第2条 対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務は、職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の規定により、対象職務の属する職務の級と同じ職務の級を定められた職務とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第2切替日における号給の決定に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

### 鳥取県人事委員会規則第6号

#### 第2切替日における号給の決定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「平成17年改正条例」という。)附則第25項、附則別表第5及び附則別表第6の規定に基づき、平成17年改正条例附則第12項又は附則第13項の規定の適用を受ける職員のうち平成17年改正条例附則別表第5又は附則別表第6の規定により第2切替日(平成17年改正条例附則第11項に規定する第2切替日をいう。以下同じ。)における号給を人事委員会規則で定めることとされているもの(以下「特定職員」という。)の第2切替日における号給を定めるものとする。

(特定職員の第2切替日における号給)

第2条 特定職員の第2切替日における号給は、当該特定職員の旧級号給(第2切替日の前日において属していた職務の級及び同日に受けていた号給をいう。以下同じ。)及び新級(平成17年改正条例附則第11項の規定に基づき第2切替日において属することとなる職務の級をいう。以下同じ。)の別に従い、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正条例」という。)の施行の日から第2切替日の前日までの間において平成18年改正条例第1条及び第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の規定を適用したと仮定した場合に当該特定職員が第2切替日の前日において属することとなる職務の級(以下「仮定級」という。)、同日において受けることとなる号給又は給料月額(以下「仮定号給等」という。)及び同日において仮定号給等を受けていたこととなる期間(以下「仮定経過期間」という。)の区分に応じ、別表の新号給欄に定める号給とする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、特定職員の第2切替日における号給の決定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける特定職員

(ア) 旧級号給が4級93号給であって、新級が2級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
6級	24号給以下		119
	418,700円	15月未満	119
		15月以上18月未満	120
		18月以上21月未満	121
		21月以上24月未満	122
		24月以上	123
	422,100円	3月未満	123
		3月以上6月未満	124
		6月以上	125
	425,500円以上		125

7 級	22号給以下		119
	429,200円	21月未満	119
		21月以上24月未満	120
		24月以上	121
	432,700円	3月未満	121
		3月以上6月未満	122
		6月以上9月未満	123
		9月以上12月未満	124
	436,200円以上	12月以上	125
			125

(イ) 旧級号給が4級93号給であって、新級が3級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
6 級	24号給以下		109
	418,700円	15月未満	109
		15月以上18月未満	110
		18月以上21月未満	111
		21月以上24月未満	112
		24月以上	113
	422,100円	15月未満	113
		15月以上18月未満	114
		18月以上21月未満	115
		21月以上24月未満	116
24月以上		117	
425,500円以上		117	
7 級	22号給以下		109
	429,200円	21月未満	109
		21月以上24月未満	110
		24月以上	111
	432,700円	3月未満	111
		3月以上6月未満	112
		6月以上21月未満	113
		21月以上24月未満	114
		24月以上	115
	436,200円	3月未満	115
		3月以上6月未満	116
		6月以上	117
	439,700円以上		117

イ 公安職給料表の適用を受ける特定職員

(ア) 旧級号給が4級125号給であって、新級が3級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5 級	26号給以下		137
	434,300円		137
	437,300円	15月未満	137
		15月以上18月未満	138
		18月以上21月未満	139

		21月以上24月未満	140
		24月以上	141
	440,300円	15月未満	141
		15月以上18月未満	142
		18月以上21月未満	143
		21月以上24月未満	144
		24月以上	145
	443,300円以上		145

(イ) 旧級号給が5級85号給であって、新級が3級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給	
6級	23号給以下		128	
		24号給	3月未満	128
	457,300円	24号給	3月以上6月未満	129
			6月以上9月未満	130
			9月以上12月未満	131
			12月以上15月未満	132
			15月以上18月未満	133
			18月以上	134
			3月未満	134
			3月以上6月未満	135
			6月以上9月未満	136
			9月以上18月未満	137
			18月以上21月未満	138
			21月以上24月未満	139
			24月以上	140
	460,700円	24号給	3月未満	140
			3月以上18月未満	141
			18月以上21月未満	142
			21月以上24月未満	143
			24月以上	144
464,100円	24号給	3月未満	144	
		3月以上	145	
7級	467,500円以上		145	
	22号給以下		128	
		465,800円	3月未満	128
	3月以上6月未満		129	
	6月以上9月未満		130	
	9月以上12月未満		131	
	12月以上15月未満		132	
	15月以上18月未満		133	
	18月以上21月未満		134	
	21月以上24月未満		135	
	24月以上	136		
469,300円	24号給	3月未満	136	
		3月以上12月未満	137	

		12月以上15月未満	138
		15月以上18月未満	139
		18月以上21月未満	140
		21月以上	141
	472,800円	12月未満	141
		12月以上15月未満	142
		15月以上18月未満	143
		18月以上21月未満	144
		21月以上	145
	476,300円以上		145

(ウ) 旧級号給が4級125号給であって、平成17年改正条例附則第13項の適用を受ける特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	26号給以下		113
	434,300円		113
	437,300円	21月未満	113
		21月以上24月未満	114
		24月以上	115
	440,300円	3月未満	115
		3月以上6月未満	116
		6月以上21月未満	117
		21月以上24月未満	118
		24月以上	119
	443,300円	3月未満	119
		3月以上6月未満	120
		6月以上21月未満	121
		21月以上24月未満	122
		24月以上	123
	446,300円	3月未満	123
		3月以上6月未満	124
		6月以上	125
	449,300円以上		125

(工) 旧級号給が5級85号給であって、新級が4級となる特定職員（第2切替日におけるその職務が係長の職務（職員の給与に関する条例第3条第2項の人事委員会規則の定めるところによりそれに相当するものとされる職務を含む。（オ）の表において同じ。）である特定職員を除く。）

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
6級	23号給以下		107
	24号給	3月未満	107
		3月以上9月未満	108
		9月以上18月未満	109
		18月以上	110
	457,300円	3月未満	110
		3月以上6月未満	111
		6月以上9月未満	112
		9月以上24月未満	113
		24月以上	114

	460,700円	3月未満	114	
		3月以上6月未満	115	
		6月以上9月未満	116	
		9月以上24月未満	117	
		24月以上	118	
	464,100円	3月未満	118	
		3月以上6月未満	119	
		6月以上9月未満	120	
		9月以上24月未満	121	
		24月以上	122	
	467,500円	3月未満	122	
		3月以上6月未満	123	
		6月以上9月未満	124	
		9月以上	125	
	470,900円以上		125	
	7級	22号給以下		107
		465,800円	3月未満	107
			3月以上9月未満	108
			9月以上18月未満	109
			18月以上21月未満	110
21月以上24月未満			111	
24月以上			112	
469,300円		3月未満	112	
		3月以上18月未満	113	
		18月以上21月未満	114	
		21月以上24月未満	115	
		24月以上	116	
472,800円		3月未満	116	
		3月以上18月未満	117	
		18月以上21月未満	118	
		21月以上24月未満	119	
		24月以上	120	
476,300円		3月未満	120	
		3月以上18月未満	121	
		18月以上21月未満	122	
	21月以上24月未満	123		
	24月以上	124		
479,800円	3月未満	124		
	3月以上	125		
483,300円以上		125		

(オ) 旧級号給が5級85号給であって、新級が4級となる特定職員（第2切替日におけるその職務が係長の職務である特定職員に限る。）

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
6級	23号給以下		118
	24号給	3月未満	118

		3月以上6月未満	119
		6月以上9月未満	120
		9月以上	121
	457,300円	6月未満	121
		6月以上9月未満	122
		9月以上12月未満	123
		12月以上15月未満	124
		15月以上	125
	460,700円以上		125
	7級	22号給以下	
465,800円		3月未満	118
		3月以上6月未満	119
		6月以上9月未満	120
		9月以上24月未満	121
		24月以上	122
469,300円		3月未満	122
		3月以上6月未満	123
		6月以上9月未満	124
		9月以上	125
472,800円以上		125	

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける特定職員のうち、旧級号給が5級85号給であって、新級が4級となるもの

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	23号給以下		101
	424,900円	15月未満	101
		15月以上18月未満	102
		18月以上21月未満	103
		21月以上24月未満	104
		24月以上	105
	428,300円	15月未満	105
		15月以上18月未満	106
		18月以上21月未満	107
		21月以上24月未満	108
		24月以上	109
	431,700円以上		109

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける特定職員

(ア) 准看護師以外の特定職員

a 旧級号給が5級93号給であって、新級が2級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	428,900円以下		147
	431,400円	15月未満	147
		15月以上18月未満	148
		18月以上	149
	433,900円	3月未満	149
		3月以上6月未満	150



		6月以上9月未満	151
		9月以上12月未満	152
		12月以上	153
	436,400円	3月未満	153
		3月以上6月未満	154
		6月以上9月未満	155
		9月以上12月未満	156
	438,900円以上	12月以上	157
			157

b 旧級号給が5級93号給であって、新級が3級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	428,900円以下		123
		431,400円	15月未満
	433,900円	15月以上18月未満	124
		18月以上	125
		9月未満	125
		9月以上12月未満	126
	436,400円以上	12月以上15月未満	127
		15月以上18月未満	128
		18月以上	129
			129

c 旧級号給が5級93号給であって、新級が4級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	428,900円以下		109
		431,400円	15月未満
	433,900円以上	15月以上18月未満	110
		18月以上21月未満	111
		21月以上24月未満	112
		24月以上	113
			113

(イ) 准看護師である特定職員のうち、旧級号給が5級93号給であって、新級が2級となるもの

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	428,900円以下		156
		431,400円	15月未満
	433,900円以上	15月以上	157
		157	

海事職給料表の導入に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

**鳥取県人事委員会規則第7号**

海事職給料表の導入に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、<u>医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</u></p> <p>(2)~(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(選考により昇任させる職)</p> <p>第20条 次に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったも</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち<u>部長</u>、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職<u>並びに医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職</u></p> <p>(2)~(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(選考により昇任させる職)</p> <p>第20条 次に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったも</p>

<p>のとみなす。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号に掲げる職</u></p>       <p>(2)~(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>のとみなす。</p> <p>(1) <u>行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち部長、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職並びに医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職</u></p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)別表第3から別表第6までの規定に基づき、給料表の適用範囲を定めるものとする。</p> <p><u>(海事職給料表)</u></p> <p>第5条 <u>海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</u></p> <p>(1) <u>船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士</u></p> <p>(2) <u>甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)別表第3から別表第5までの規定に基づき、給料表の適用範囲を定めるものとする。</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(級別資格基準表)</p> <p>第2条の4 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定めるものを除き、<u>級別資格基準表(別表第3の2から別表第3の10まで)</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第3条の2 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じ、初任給基準表(別表第4から別表第12まで)の試験区分欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄に定める号給(同表において別に定める額のある場合は、その号給)とする。ただし、その者に適用しようとする同表の号給の額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。</p> <p>2 略</p> <p>(昇格)</p> <p>第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格(次項において「特定昇格」という。)をさせる場合で人事委員会が定めるとき及び任用の事情等を考慮して人事委員会が必要と認めるときに限り、上位の職務の級)に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) <u>海事職給料表 5級</u></p>	<p>(級別資格基準表)</p> <p>第2条の4 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定めるものを除き、<u>級別資格基準表(別表第3の2から別表第3の9まで)</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第3条の2 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じ、初任給基準表(別表第4から別表第11まで)の試験区分欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄に定める号給(同表において別に定める額のある場合は、その号給)とする。ただし、その者に適用しようとする同表の号給の額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。</p> <p>2 略</p> <p>(昇格)</p> <p>第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格(次項において「特定昇格」という。)をさせる場合で人事委員会が定めるとき及び任用の事情等を考慮して人事委員会が必要と認めるときに限り、上位の職務の級)に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。</p> <p>(1)~(8) 略</p>

2～5 略

(昇格の場合の号給)

第8条の4 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第13)の昇格後の号給の欄に定める号給とする。

2及び3 略

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以下「昇給日」という。)の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別表第14)の職務の級欄に定める職務の級である職員であって、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第15)において「初任層職員」という。)とする。

(1)～(4) 略

(復職時等における号給の調整)

第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第16)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(1)～(9) 略

2及び3 略

別表第13(第12条の2関係)

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
-----	------	----	------

2～5 略

(昇格の場合の号給)

第8条の4 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第12)の昇格後の号給の欄に定める号給とする。

2及び3 略

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以下「昇給日」という。)の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別表第13)の職務の級欄に定める職務の級である職員であって、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第14)において「初任層職員」という。)とする。

(1)～(4) 略

(復職時等における号給の調整)

第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(1)～(9) 略

2及び3 略

別表第13(第12条の2関係)

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
-----	------	----	------

略				略			
医療職給料表(3)	1級	60号給	6年	医療職給料表(3)	1級	60号給	6年
	2級	44号給			2級	44号給	
海事職給料表	1級	82号給	6年				
	2級	42号給					

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3の9の次に次の1表を加える。

別表第3の10(第2条の4関係)

海事職給料表級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級				
	学歴免許									
船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士	大学卒	0	5	5	4	9	2	11		
	短大卒	0	2.5	2.5	5	8	4	12	2	14
	高校卒	0	5	5	5	10	4	14	2	16
甲板長、操機長、 <sup>た</sup> 司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び <sup>ち</sup> ちゅう員	大学卒	0	1	1	5	6				
	短大卒	0	3	3	5	8				
	高校卒	0	5.5	5.5	5	11				

別表第15を別表第16とし、別表第14を別表第15とし、別表第13を別表第14とする。

別表第12の次に次の1表を加え、別表第12を別表第13とする。

ケ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	2	2	6
19	1	3	3	7
20	1	4	4	8

21	1	5	5	9
22	1	6	6	10
23	1	7	7	11
24	1	8	8	12
25	1	9	9	13
26	1	10	10	14
27	1	11	11	15
28	1	12	12	16
29	1	13	13	17
30	1	14	14	18
31	1	15	15	19
32	1	16	16	20
33	1	17	17	21
34	1	18	18	22
35	1	19	19	23
36	1	20	20	24
37	1	21	21	25
38	2	21	21	26
39	3	22	22	27
40	4	22	22	28
41	5	23	23	29
42	6	23	23	30
43	7	24	24	31
44	8	24	24	32
45	9	25	25	33
46	10	26	25	34
47	11	27	26	35
48	12	28	26	36
49	13	29	27	37
50	14	29	27	37
51	15	30	28	37
52	16	30	28	38
53	17	31	29	38
54	18	31	30	38
55	19	32	31	39
56	20	32	32	39
57	21	33	33	39
58	22	33	33	40
59	23	34	33	40
60	24	34	34	40
61	25	35	34	41
62	26	35	34	41
63	27	36	35	42
64	28	36	35	42
65	29	37	35	43

66	29	38	36	43
67	30	39	36	44
68	30	40	36	44
69	31	41	37	45
70	31	41	37	45
71	32	41	37	46
72	32	42	37	46
73	33	42	38	47
74	34	42	38	47
75	35	43	38	48
76	36	43	38	48
77	37	43	39	49
78	38	44	39	50
79	39	44	39	51
80	40	44	39	52
81	41	45	40	53
82	42	45	40	54
83	43	45	40	55
84	44	45	40	56
85	45	46	41	57
86	46	46	41	58
87	47	46	41	59
88	48	46	41	60
89	49	47	42	61
90	49	47	42	
91	50	47	42	
92	50	47	42	
93	51	48	43	
94	51	48	43	
95	52	48	43	
96	52	48	43	
97	53	49	44	
98	53	49	44	
99	54	49	44	
100	54	49	44	
101	55	50	45	
102	55	50		
103	56	50		
104	56	50		
105	57	51		
106	57	51		
107	58	51		
108	58	51		
109	59	52		
110	59	52		



111	60	52		
112	60	52		
113	61	53		
114	61			
115	61			
116	62			
117	62			
118	62			
119	63			
120	63			
121	63			
122	64			
123	64			
124	64			
125	65			
126	65			
127	66			
128	66			
129	67			

別表第11の次に次の1表を加える。

別表第12（第3条の2関係）

海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士	大学卒	2級3号給
	短大卒	1級29号給
	高校卒	1級19号給
甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員	大学卒	1級37号給
	短大卒	1級27号給
	高校卒	1級17号給

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第5条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
給料表	職務 の級	区分	管理職手当月額		給料表	職務 の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員 以外の職員	再任用職員				再任用職員 以外の職員	再任用職員
略					略				
医療職給料表 (3)	略				医療職給料表 (3)	略			
	6級	略				6級	略		
		5種	52,000円	39,900円			5種	52,000円	39,900円

<table border="1"> <tr> <td>海事職給料表</td> <td>5級</td> <td>4種</td> <td>64,900円</td> <td>49,900円</td> </tr> </table>	海事職給料表	5級	4種	64,900円	49,900円									
海事職給料表	5級	4種	64,900円	49,900円										
備考 略	備考 略													

( 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正 )

第6条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第2条の3関係)			別表第1(第2条の3関係)		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
略			略		
医療職給料表(3)	略		医療職給料表(3)	略	
	職務の級3級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の5		職務の級3級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の5
海事職給料表	職務の級5級の職員	100分の15			
	職務の級4級の職員	100分の10			
	職務の級3級の職員	100分の5			
略			略		
備考 略			備考 略		

( 職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正 )

第7条 職員の旅費等に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後											改正前										
別表第2(第14条の2関係) ア 再任用職員以外の職員											別表第2(第14条の2関係) ア 再任用職員以外の職員										
行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
略											略										
医療職給料表(3)			7級	6級	5級		4級の 3級の 5号給 以上	3級の 4号給 以下 2級の 29号給 以上	2級の 28号給 以下 1級の 29号給 以上		医療職給料表(3)			7級	6級	5級		4級の 3級の 5号給 以上	3級の 4号給 以下 2級の 29号給 以上	2級の 28号給 以下 1級の 29号給 以上	
	海事職給料表			5級	4級の 15号給 以上	4級の 14号給 以下	3級	2級	1級												
略											略										
備考 略											備考 略										

<p>イ 再任用職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">行政職給料表</td> <td style="width: 10%;">9級</td> <td style="width: 10%;">8級</td> <td style="width: 10%;">7級</td> <td style="width: 10%;">6級</td> <td style="width: 10%;">5級</td> <td style="width: 10%;">4級</td> <td style="width: 10%;">3級</td> <td style="width: 10%;">2級</td> <td style="width: 10%;">1級</td> </tr> <tr> <td>他の給料表</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td></td> <td></td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td></td> <td>4級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海事職給料表</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5級</td> <td></td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>	行政職給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	他の給料表										略										医療職給料表(3)			7級	6級	5級		4級	2級	1級								3級			海事職給料表				5級		4級	3級	2級	1級	備考 略										<p>イ 再任用職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">行政職給料表</td> <td style="width: 10%;">9級</td> <td style="width: 10%;">8級</td> <td style="width: 10%;">7級</td> <td style="width: 10%;">6級</td> <td style="width: 10%;">5級</td> <td style="width: 10%;">4級</td> <td style="width: 10%;">3級</td> <td style="width: 10%;">2級</td> <td style="width: 10%;">1級</td> </tr> <tr> <td>他の給料表</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td></td> <td></td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td></td> <td>4級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>	行政職給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	他の給料表										略										医療職給料表(3)			7級	6級	5級		4級	2級	1級								3級			備考 略									
行政職給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級																																																																																																																										
他の給料表																																																																																																																																			
略																																																																																																																																			
医療職給料表(3)			7級	6級	5級		4級	2級	1級																																																																																																																										
							3級																																																																																																																												
海事職給料表				5級		4級	3級	2級	1級																																																																																																																										
備考 略																																																																																																																																			
行政職給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級																																																																																																																										
他の給料表																																																																																																																																			
略																																																																																																																																			
医療職給料表(3)			7級	6級	5級		4級	2級	1級																																																																																																																										
							3級																																																																																																																												
備考 略																																																																																																																																			

( 職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正 )

第8条 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>( 職務の級 )</p> <p>第2条 職員の給料表に定める職務の級は、別表第1から別表第9までのとおりとする。</p>	<p>( 職務の級 )</p> <p>第2条 職員の給料表に定める職務の級は、別表第1から別表第8までのとおりとする。</p>

第9条 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長	
教育機関	二等航海士 二等機関士 操舵手 操機手 甲板員 機関員 司ちゅう員	二等航海士 二等機関士 通信長 甲板長 操機長 司ちゅう員 冷凍長 操舵手 操機手 甲板員 機関員 司ちゅう員	一等航海士 一等機関士 二等航海士 二等機関士 通信長 甲板長 操機長 司ちゅう員 冷凍長	機関長 一等航海士 一等機関士 通信長	船長
警察本部	機関士	船長 機関長	船長 機関長		

( 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正 )

第10条 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第14号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第4から別表第12までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>(6)～(13) 略</p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合）に初任給規則第9条又は第9条の2の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p><u>(2) 給料表の適用を異にする異動により海事職給料表の適用を受けることとなった場合又は海事職給料表の適用を受ける職員が初任給基準異動をし</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第4から別表第11までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>(6)～(13) 略</p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合）に初任給規則第9条又は第9条の2の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p>

<p>た場合 <u>人事委員会の定める額</u></p> <p>(3) <u>基準級より下位の職務の級に降格をした場合</u> (第8号及び第9号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第8条の5の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合</u> (第8号及び第9号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第17条又は改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(6) <u>再任用職員異動をした場合(次号に掲げる場合を除く。)</u> 平成18年改正条例第2条による改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条又は県費負担教職員勤務時間条例第2条の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))</p> <p>(7) <u>再任用職員異動をした場合(海事職給料表の適用を受ける職員に限る。)</u> <u>人事委員会の定める額</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(2) <u>基準級より下位の職務の級に降格をした場合</u> (第6号及び第7号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第8条の5の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合</u> (第6号及び第7号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第17条又は改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(5) <u>再任用職員異動をした場合</u> 平成18年改正条例第2条による改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条又は県費負担教職員勤務時間条例第2条の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第11条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（適用区分）</p> <p>2 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 平成14年4月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であって、昇給日（新規則第10条に規定する昇給日をいう。）の前日に属する職務の級が新規則別表第14の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、新たに職員となった日の属する附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日を越えない範囲内において部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</p> <p>（委任）</p> <p>4 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（適用区分）</p> <p>2 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 平成14年4月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であって、昇給日（新規則第10条に規定する昇給日をいう。）の前日に属する職務の級が新規則別表第13の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、新たに職員となった日の属する附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日を越えない範囲内において部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</p> <p>（委任）</p> <p>4 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（海事職給料表の適用を受けることとなる職員の在級年数等に関する経過措置）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第29号）附則第2項の規定により平成20年4月1日（以下「切替日」という。）におけるその者の職務の級を定められた職員（以下「改正条例附則第2項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対する第3条及び第4条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第3の10の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

（1）切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、行政職給料表の5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

（2）旧級が行政職給料表の1級から4級まで及び6級であった職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成21年3月31日までの間における新規則第8条の規定によるものに限る。）については、同条第4項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成21年3月31日においてその者が属していた職務の級（以下この

項において「旧級」という。)が行政職給料表の5級であった職員にあっては旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年鳥取県条例第29号)附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が行政職給料表の1級から4級まで及び6級であった職員にあっては旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(海事職給料表の適用を受けることとなる職員の昇格等に関する特例等)

4 改正条例附則第2項適用職員のうち、切替日に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第8条の4又は第8条の5の規定を適用する。

(委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の給与の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

**鳥取県人事委員会規則第8号**

職員の給与の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定時制通信教育手当の支給)</p> <p>第14条 <u>給与条例第11条の6第1項の人事委員会規則で定める実習助手は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校</u> <u>の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等</u> <u>以上の学力があると人事委員会が認める者で、そ</u> <u>の者の従事する実験又は実習(次号において「担</u> <u>当実習」という。)に関し技術優秀と認められる</u> <u>もの</u></p> <p><u>(2) 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を</u> <u>有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認め</u> <u>られるもの</u></p>	<p>(定時制通信教育手当の支給)</p> <p>第14条 <u>管理職手当の支給を受ける者に係る定時制通</u> <u>信教育手当の支給割合は、100分の8とする。</u></p> <p>2 <u>定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手は、</u> <u>次の各号の一に該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校</u> <u>の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等</u> <u>以上の学力があると人事委員会が認める者で、そ</u> <u>の者の従事する実験又は実習(次号において「担</u> <u>当実習」という。)に関し技術優秀と認められる</u></p>



<p>2 略</p> <p>3 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合（給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号の場合を除く。）</p> <p>4 月の中途において新たに採用された実習助手のうち、採用された月の前月の末日における担当実習に関連のある経験年数が、<u>第1項第2号</u>に規定する年数に達しない者に対しては、採用された月における定時制通信教育手当は支給しない。</p> <p>5 略</p>	<p>もの</p> <p>(2) <u>3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの</u></p> <p>3 略</p> <p>4 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の<u>一に</u>該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合（給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号の場合を除く。）</p> <p>5 月の中途において新たに採用された実習助手のうち、採用された月の前月の末日における担当実習に関連のある経験年数が、<u>第2項第2号</u>に規定する年数に達しない者に対しては、採用された月における定時制通信教育手当は支給しない。</p> <p>6 略</p>
---	---

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削る。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨</p>

<p>てた額とする。)とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4) 前条に規定する職員のうち、条例第11条の6の規定による定時制通信教育手当を支給される職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p>	<p>てた額とする。)とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの(次号及び第5号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4) 前条に規定する職員のうち、条例第11条の6の規定による定時制通信教育手当(以下「<u>定時制通信教育手当</u>」という。)を支給される職員で、<u>定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)</u>又は<u>通信教育に従事するもの</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p> <p>(5) <u>前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のもの</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p>
---	---

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

**鳥取県人事委員会規則第9号**

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） と畜検査等業務手当（<u>条例第15条第1項第1号及び第3号の業務に係るものに限る。</u>）</p> <p>（4） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>海上危険業務手当</u></p> <p>（4）～（9） 略</p>	<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） と畜検査等業務手当</p> <p>（4） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>航海手当</u></p> <p>（4）～（9） 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

**鳥取県人事委員会規則第10号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、<u>実習教諭、寄宿舎主任、寄宿舎副主任</u>、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>障害福祉課の副主幹（子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公文書館の<u>県史編さん室長</u>、総括専門員及び専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）、部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師</p>	<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2) <u>総務課の室長（県史編さん室の室長に限る。）及び専門員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公文書館の総括専門員及び専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）、部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師</p>

(7) 略

(8) 皆成学園の副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)及び専門指導員

(9) 略

(10) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹( 地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。 )、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹( 社会教育又は学校教育を担当する者に限る。 )及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(11)～(14) 略

(15) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹(調査を担当する者に限る。 )及び文化財主事

(16) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 障害福祉課の副主幹(子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。)

(6) 略

(7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員

(8) 略

(9) 皆成学園の副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)及び専門指導員

(10) 略

(11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹( 地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。 )、指

(7) 略

(8) 皆成学園の専門指導員

(9) 略

(10) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹(市町村振興を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹( 人権推進又は回和教育を担当する者に限る。 )及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(11)～(14) 略

(15) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹(調査を担当する者に限る。 )及び文化財主事

(16) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 総務課の室長(県史編さん室の室長に限る。)及び専門員

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 公文書館の総括専門員及び専門員

(8) 略

(9) 皆成学園の専門指導員

(10) 略

(11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹(市町村振興を担当する者に限る。)、指導主事及び社会

<p>導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（<u>社会教育又は学校教育を担当する者に限る。</u>）及び指導主事、<u>文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事</u></p> <p>(12)～(18) 略</p> <p>4 略</p>	<p>教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（<u>人権推進又は同和教育を担当する者に限る。</u>）及び指導主事、<u>文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事</u></p> <p>(12)～(18) 略</p> <p>4 略</p>
<p>（研究職給料表）</p> <p>第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) <u>文化政策課の学芸員</u></p> <p>(2) <u>農林総合研究所農業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(3) <u>農林総合研究所園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(4) <u>農林総合研究所畜産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(5) <u>農林総合研究所中小家畜試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(6) <u>農林総合研究所林業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>衛生環境研究所の所長、次長、室長、研究主任、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>	<p>（研究職給料表）</p> <p>第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) <u>農業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(2) <u>園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(3) <u>畜産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(4) <u>中小家畜試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(5) <u>林業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>衛生環境研究所の所長、次長、室長、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>
<p>（医療職給料表）</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) <u>東部総合事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長及び医師</u></p> <p>(2) <u>日野総合事務所の医療指導監</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適</p>	<p>（医療職給料表）</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) <u>東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長及び医師</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適</p>

用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬係長、感染症・疾病対策係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の衛生技師

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、環境衛生係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、食品係長、動物・自然公園係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(4) 総合療育センターの副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、栄養主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士及び衛生技師

(5) 鳥取療育園又は中部療育園の理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

(6) 食肉衛生検査所の所長、次長、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(7) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 総合療育センターの部長（看護部の部長に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、看護主任、看護師及び准看護師

(3) 略

用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹、医薬係長、感染症・疾病対策係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所福祉保健局保健衛生課の課長、課長補佐、主幹、衛生係長、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）及び生活安全課の課長並びに総合事務所生活環境局環境・循環推進課又は生活安全課の主幹、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(4) 総合療育センターの薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療師、栄養士及び衛生技師

(5) 鳥取療育園又は中部療育園の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び理療師

(6) 精神保健福祉センターの作業療法士

(7) 食肉衛生検査所の所長、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、係長及び衛生技師

(8) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 総合療育センターの部長（看護部の部長に限る。）、看護師長、看護主任、看護師及び准看護師

(3) 略



<p>(4) 鳥取療育園の看護師</p> <p>(5) 中部療育園の看護師及び副主幹(人事委員会 が定めるものに限る。)</p>	<p>(4) 母来寮の看護師及び准看護師</p> <p>(5) 岩井長者寮の看護師</p> <p>(6) 鳥取療育園又は中部療育園の看護師</p> <p>(7) 喜多原学園の看護師及び准看護師</p>
--	---

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。